

# 第1章 計画策定の目的

## 第1節 計画策定の沿革

史跡大塚山古墳群は、奈良盆地の諸河川が合流する地点の南側、河合町大字川合・穴闇(なぐら)に所在し、前方後円墳3基《大塚山古墳・城山古墳(しろやまこふん)・高山塚1号古墳〔中良塚古墳(なからづかこふん)〕》、円墳4基《丸山古墳・高山塚2号古墳・高山塚3号古墳・高山塚4号古墳》、方墳1基《九僧塚古墳(くそうづかこふん)》の計8基からなる古墳群である。

巨視的には、奈良盆地の西縁に横たわる馬見丘陵の東側斜面を中心に分布する馬見古墳群中の一群とみなされている。しかし、東方の磯城郡川西町の島の山古墳等とともに、奈良盆地の最低地の氾濫原低地の微高地に築かれているという特異な立地を示すことなどから、馬見丘陵一帯の古墳とは切り離して捉えるという考えもある。

築造時期は、古墳時代中期後半に大塚山古墳が築かれ、後期初頭に城山古墳の築造をもって、群の形成が終了する。群全体としてはほとんど年代差をおかずに一気に群が形成されたとみられ、分布状況・群構成からも非常にまとまった古墳群として重視されたことから、昭和31年(1956)12月28日、一括で国指定史跡に指定された。

指定を受けた昭和31年(1956)当時は田園風景の中に点々と古墳が残り、お互いの古墳を見通せるような状況であったが、高度経済成長期以降周辺の開発が進み、古墳を取り巻く環境や景観は変化し、古

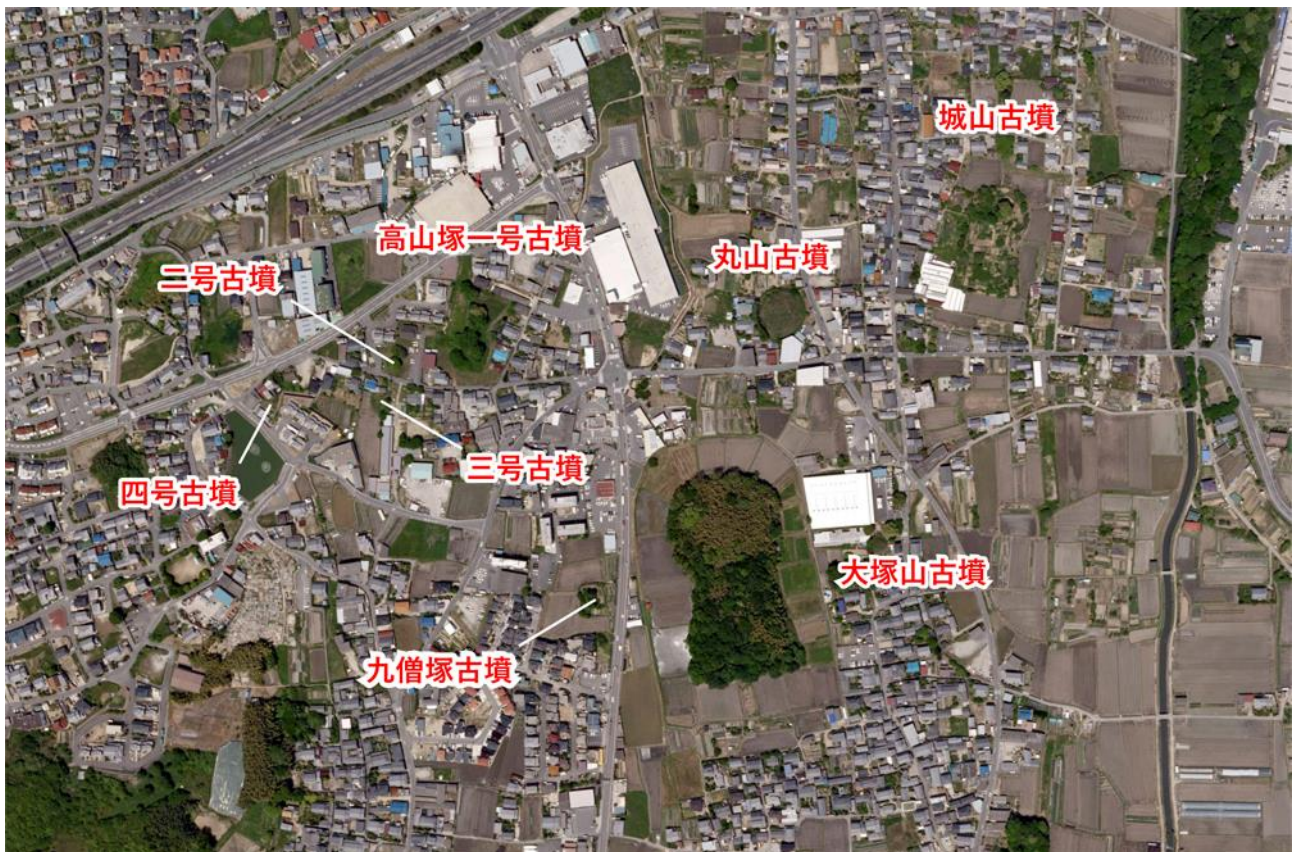


図1 史跡大塚山古墳群周辺の航空写真(平成20年5月撮影)

墳を保存する上で困難な状況が生じてきた。このような状況を踏まえ、平成10年(1998)3月に『史跡大塚山古墳群保存管理計画』を策定し、現況の確認と保存管理に関する考え方、保存整備の方針を整理し、公有化も含め古墳群の保存に努めてきたところである。しかし、この保存管理計画の策定から20年以上が経過し、環境の変化、文化財に関する住民からの要望・要請の変化、新たな課題の発生などにより、史跡を次世代へと継承するための保存・管理と整備・活用の基本的考えを改めて整理し直すため、令和3年度(2021)から4年度(2022)にかけて、史跡大塚山古墳群の保存と活用を適切に進めるため保存活用計画を策定する。

## 第2節 計画策定の目的

史跡大塚山古墳群を適切に保存し、次世代へと確実に継承していくため、史跡の持つ本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくための方向性、方法、現状変更等の取扱基準などを定めた保存活用計画を策定する。

具体的な内容は、次のとおりである。

- ア. 史跡の基本情報（概要、来歴、指定経緯、土地利用、所有状況等）を提示する。
- イ. 史跡の本質的価値を明確化する。
- ウ. 保存・活用の方向性を定める。
- エ. 保存・活用の方法を定める。
- オ. 現状変更等の許可に関する取扱基準を定める。
- カ. 整備・公開・追加指定等に関する将来像を提示する。
- キ. 運営・体制整備の方向性及び方法を定める。

そして計画策定後も、ここに示した事項の実現状況を把握するための「経過観察」を行うとともに、変化する社会の状況・ニーズを把握し、史跡としての本質的価値の保存とその時々々の社会の要請への対応について検討を行う。それら検討の結果に基づき適宜計画の追加・更新を行うものとする。

## 第3節 委員会の設置と経緯

保存活用計画の策定にあたり、文化庁や奈良県の指導のもと、有識者で構成される「河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会」を設置した。河合町教育委員会事務局が必要な調査を行うとともに保存活用計画案を提示し、保存活用整備に関する方向性や手法について専門的見地による協議を行った。

庁内関係部署・関係行政機関との連携については、検討委員会に庁内関係部署・関係行政機関が参加する「河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会幹事会」を設置し、意思の疎通と情報共有を図るとともに、幹事会を開催することで、保存活用事業を円滑に進めるための体制の構築に努めている。

検討委員会の構成については次のとおりである。

【河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会委員】

塚 口 義 信 堺女子短期大学名誉学長・名誉教授〔歴史学〕  
千 賀 久 葛城市歴史博物館館長〔記念物(埋蔵文化財)〕  
中 島 義 晴 (独法)国立文化財機構 奈良文化財研究所 景観研究室長〔造園学〕  
鈴 木 裕 明 奈良県立橿原考古学研究所 調査課長〔考古学〕(令和3年度)  
田 久 英 明 河合町郷土を学ぶ会会長  
廣 瀬 重 親 河合町観光ボランティアガイドの会代表  
山 村 喜 信 城古大字総代(令和3年度)  
岡 井 康 徳 〃 (令和4年度)  
高 岡 宏 芳 総代・自治会長会会長  
松 井 義 明 河合町商工会会長

【オブザーバー】

浅 野 啓 介 文化庁文化財第二課(史跡部門) 文化財調査官  
光 石 鳴 巳 奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課 課長補佐(令和3年度)  
本 村 充 保 〃 調 整 員(令和4年度)

【事務局】

清 原 正 泰 河合町教育委員会教育長  
山 本 剛 河合町教育委員会事務局参事  
吉 村 公 男 河合町教育委員会事務局生涯学習課長  
奥 本 英里 河合町教育委員会事務局生涯学習課学芸員

○ 河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会に関する要綱

令和 3年 8月19日  
教 委 要 綱 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 史跡大塚山古墳群整備事業の実施に伴い、埋蔵文化財の保存と活用を基調に、遺跡の保存計画とその実施への方策、検討についての諸調整とその円滑な推進を図ることを目的とし、委員会を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について十分に協議し、その必要に応じて関係諸機関相互の調整を行う。

- (1) 遺跡の保存と活用を図るにあたっての必要となる事項
- (2) 遺跡の整備を含む、保存を実施するにあたっての必要となる事項
- (3) その他遺跡の復原を含む、保存に付随して必要となる事項

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内で組織し、教育委員会が委員を委嘱する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 考古学、歴史学、史跡整備等について優れた識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(任期)

第7条 委員の任期は1年とする。また、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員報酬)

第8条 委員の報酬については、会議の実施毎に一人5,000円とし、年度末等に支払うものとする。

(幹事会)

第9条 事務の円滑な推進をはかるため、委員会のもとに幹事会を設置する。

2 幹事会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、事業実施に関し、細部的な必要事項の調査にあたる。

4 幹事会は、必要に応じ幹事会の議長が招集する。

(幹事会議長)

第10条 幹事会の議長は教育委員会事務局参事とする。

2 幹事会の議長に事故あるときは、教育委員会事務局生涯学習課長がその職務を代理する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会にはかってこれを定める。

附則

この要綱は、令和3年8月19日から施行する。

#### 【河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会の開催状況】

##### ◆第1回河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会

日時：令和4年3月

会場：(新型コロナウイルス感染症対策により書面による会議開催)

議題：『史跡大塚山古墳群保存活用計画(案)』(前半)の検討

##### ◆第2回河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会

日時：令和4年9月28日(水)

会場：河合町中央公民館視聴覚室

議題：・会長、副会長の選出

・意見書の確認

・保存活用計画(案)の検討

##### ◆第3回河合町史跡大塚山古墳群整備検討委員会

日時：令和5年1月18日(水)

会場：河合町中央公民館視聴覚室

議題：・保存活用計画(案)の検討

## 第4節 他の計画との関係

### (1) 河合愛 AI 構想（令和3年3月策定）

『河合愛 AI 構想』は、「河合町」を次世代に残し、持続的に安定した行政運営を行っていくため町の最上位構想に位置づけ策定されたものである。本構想では、本町の豊富な資産を再認識し、さらにそれらを活用し新たな資産を形成することで、①『まちの魅力向上』させ、その誘引による、②『人口安定・定住促進』を図ることにより、③『健全財政』と、④『新たな施策の導入』という“まちを元気にするサイクル”を生み出すことを目的としている。

本構想において設定した目標の一つである“学び愛”（いつまでも学べる、教える場があり成長できるまち）において、教育のまちづくりの一環として「史跡や文化財の整備と活用」を謳っている。“河合愛”を醸成させることを目指し、住民をはじめ町外の方々にも河合町の浪漫を感じてもらえるよう河合町の歴史についての情報発信に努め、観光施策にも発展させるとしている。

## まちを元気にするサイクル

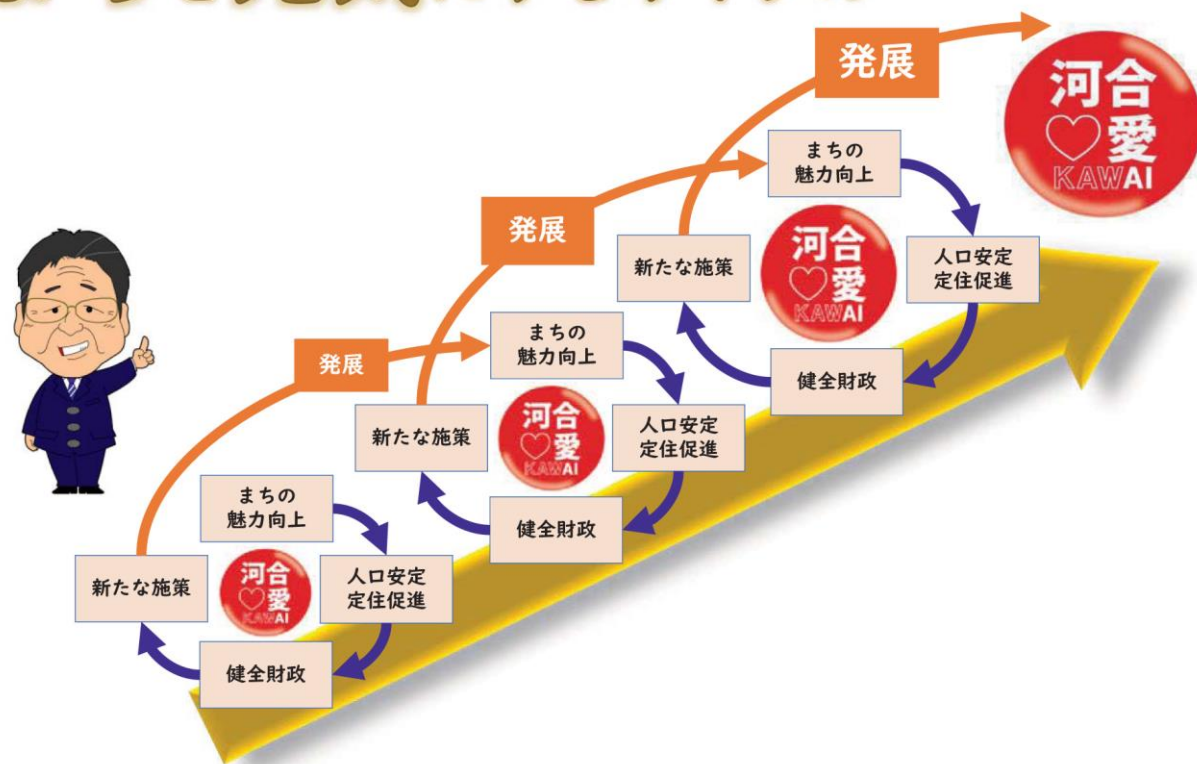


図2 『河合愛 AI 構想』のしくみ

### (2) 河合町教育大綱－河合町教育振興計画－（平成29年4月策定、令和4年4月改定）

『河合町教育大綱』は、教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長は教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、学校教育、生涯教育、学術及び文化、

スポーツの振興に関する総合的な施策を推進するため「教育大綱」を定めるものとしている。河合町では、子どもたちをはじめ、町民一人ひとりが、学びを通じて生きがいに満ちた人生を送ることができるよう、本町の教育の基本的な方向性を定めたものとして『河合町教育大綱－河合町教育振興基本計画－』を策定した。この大綱は今回策定した『史跡大塚山古墳群保存活用計画』の直接的な上位計画と位置づけられる。

本計画では、その基本理念の一つとして「郷土に誇りと愛着をもち、社会に貢献できる人づくり」が謳われており、河合町の豊かな自然や歴史・伝統文化を活用した教育の推進により、河合町の良さを感じるとともに郷土を愛する心を育み、子どもたちが生涯を通じて「郷土」に愛着と誇りをもち、広く社会の発展に貢献できる人づくりを目指す、としている。そして、基本方針には「文化財の保存と活用」を掲げ、文化財を生み出した郷土の歴史や文化、自然環境を次世代に継承するため価値ある文化財を適切に保存し、保存を前提とした活用を進めるとともに、町民の文化財保護への意識を高めることとし、次の4点を進めるとしている。

- 文化財保存活用基本計画の見直し
- 文化財保護意識醸成のための普及活動の充実
- 文化財の調査研究の深化とその成果に基づく歴史的・学術的価値の後世への継承
- 文化財の保護と郷土の歴史の記録

### (3) 河合町都市計画マスタープラン（平成8年7月策定、平成21年4月改定）

都市計画マスタープランは、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画法第6条の2）、及び「町の建設に関する基本構想」（地方自治法第2条）に即して定めることとなっていることから、これらの下位計画と位置づけられ、町が定めることのできる都市計画（地区計画等）の上位計画と位置づけられる。

この計画の地域別構想では、史跡大塚山古墳群は「第1地域(北)A-2」に位置する。同地域の課題として、大塚山古墳、城山古墳、フジ山古墳、廣瀬神社、長林寺を始め、河川、溜池など多くの地域資源のネットワーク化が望まれるとしている。そして将来の市街地像として「水辺の潤いや丘陵部の緑蔭、農地等も活かした、活力ある水辺の里」を謳っている。同地域の整備計画では、土地利用等の整理・誘導方針として、大塚山古墳を「シンボル景観保全活用地区」に設定している。しかし、本史跡の大塚山古墳以外の古墳については上記地区には入っていない。各古墳本体は史跡として文化財保護法により保護されているものの、周辺地は用途地域としては「第1種住居地域」とされ、住居や一団となった教育・文化・コミュニティ施設等を主体とし、住環境とも調和を図りうるような小規模な生活利便施設等の立地を許容する地区とされている。古墳群である史跡と一体となった景観保全についての配慮が強く望まれるところである。

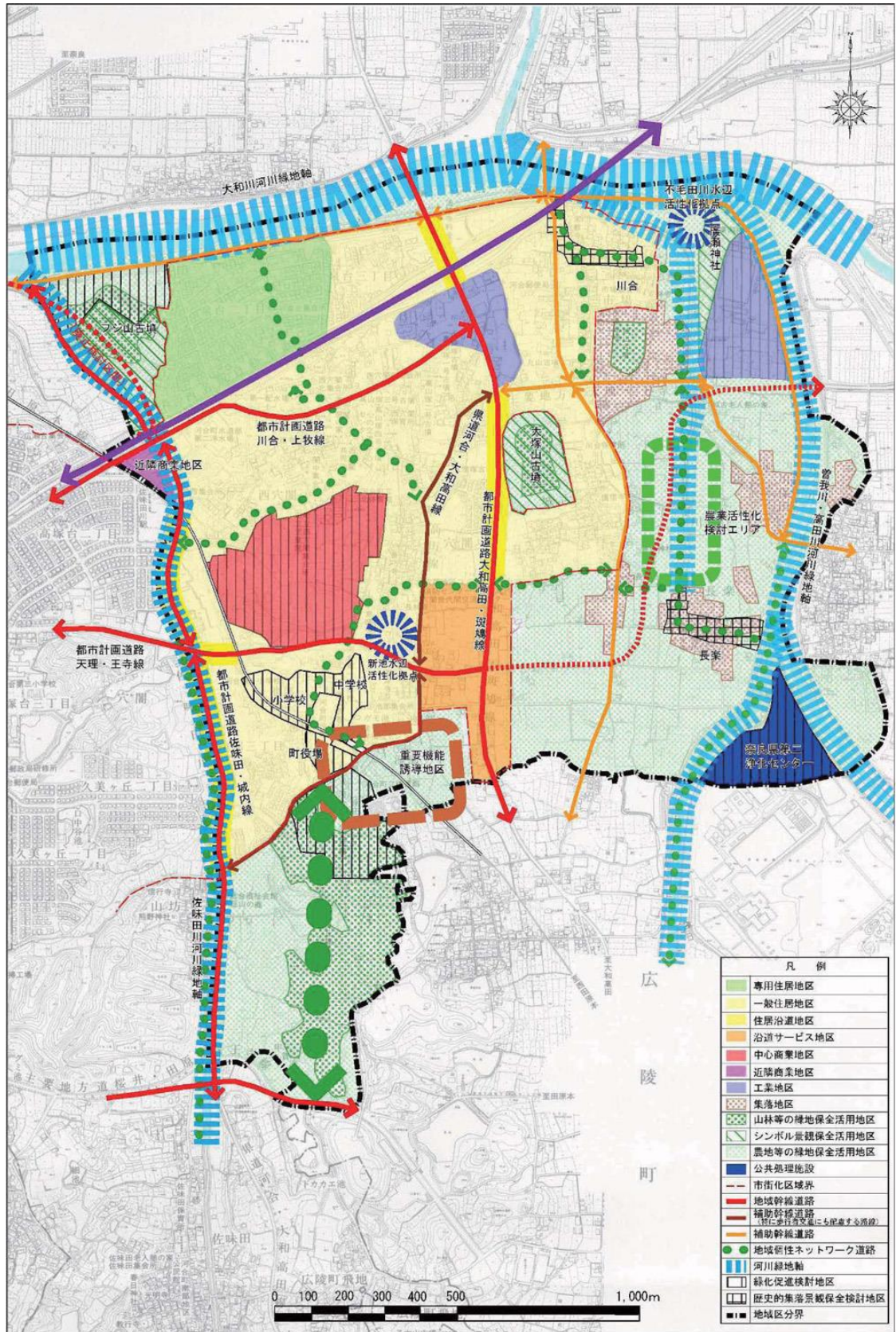


図3 第1地区(北)・A-2 地区別構想図



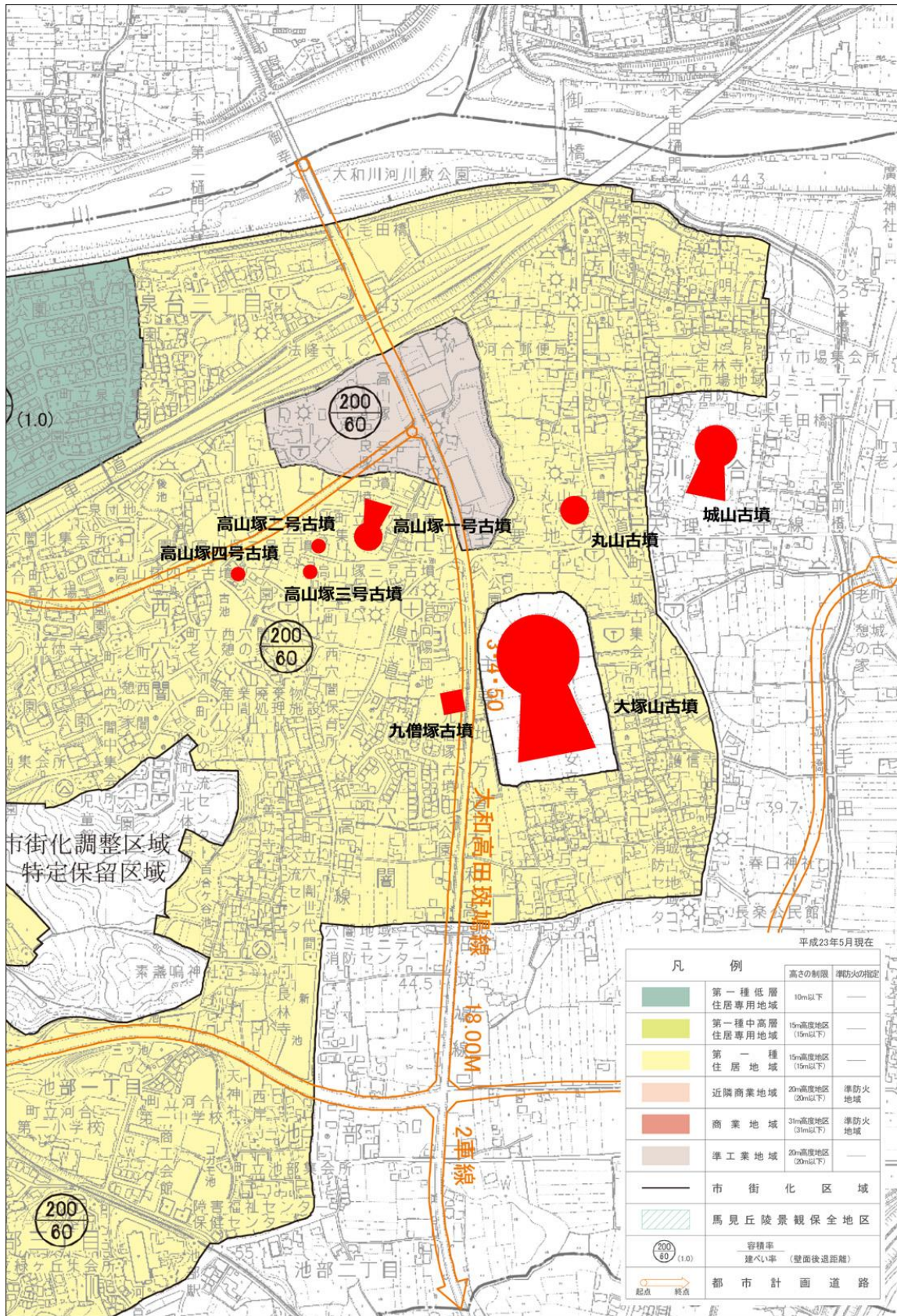


図4 史跡大塚山古墳群周辺の用途地域図

#### (4) 河合町防災計画（平成 31 年 4 月策定）

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき大規模な災害に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事務又は業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として策定されたものである。

本計画において文化財に関する事項は下記のとおりである。

##### ○ 水害・土砂災害等対策

- ・災害予防計画－文化財災害予防計画
- ・災害応急対策計画－文化財災害応急対策計画

##### ○ 震災対策

- ・災害予防計画－文化財建造物等の耐震性向上対策、文化財災害予防計画
- ・災害応急対策計画－文化財災害応急対策計画
- ・南海トラフ巨大地震防災対策推進計画－文化財保護対策

なお、史跡大塚山古墳群の指定地内については、砂防指定地（砂防法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害危険箇所）、地すべり防止区域（地すべり等防止法）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）のそれぞれに該当しない。また町の指定する「指定避難場所」及び「指定緊急避難場所」「その他緊急の避難場所」にも指定されていない。

しかし、『河合町防災マップ』によれば史跡大塚山古墳群の内、大塚山古墳や城山古墳の周濠部、丸山古墳及び九僧塚古墳に隣接する土地の一部については、洪水時に 3m 未満の浸水が想定される地域とされている。

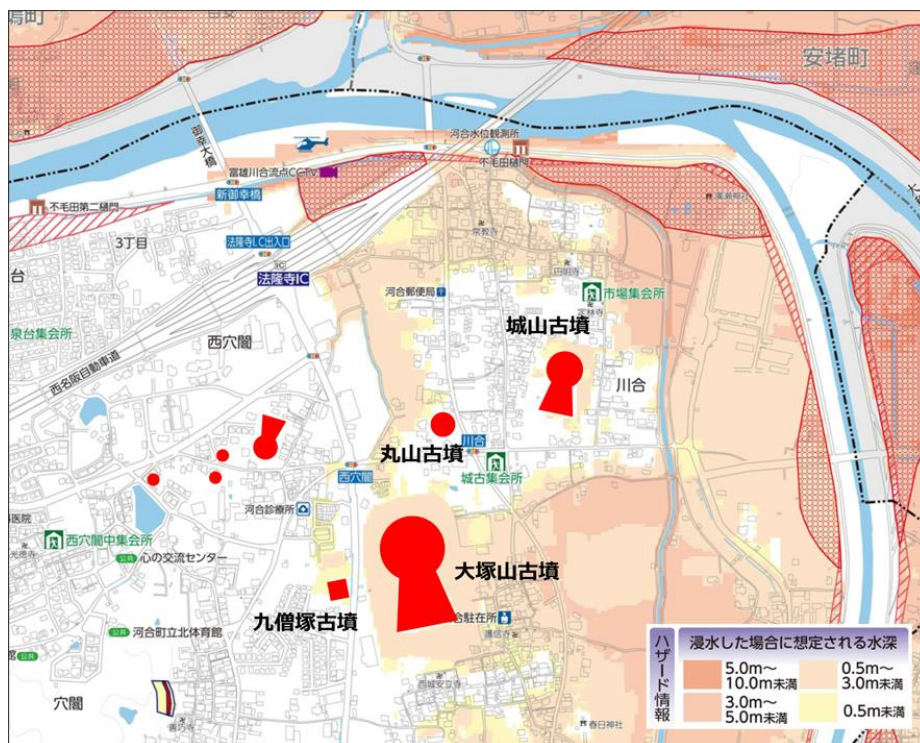


図 5 河合町防災マップ(史跡大塚山古墳群周辺の抜粋)

#### (5) 奈良県文化財保存活用大綱（令和3年6月策定）

「奈良県文化財保存活用大綱」は、文化財保護法第183条の2第1項に基づき、奈良県における文化財の保存と活用の方針として策定されたものである。

過疎化・少子高齢化の進行等、文化財を取り巻く社会状況は大きく変化し、文化財の保存の担い手が減少するなど地域の伝統文化は継続の危機にある。本大綱は、過去から受け継がれてきた魅力あふれる多くの文化財を次世代に確実に継承し、文化財の保存と活用を両輪とした施策を展開するための基本的な方向性を明確化することを目的としている。

本大綱における奈良県が取り組む文化財行政の視点として、「文化財の保存と活用の一体性」「文化財の把握の必要性」「修復等の透明化・標準化」「人材育成」「地域づくり」「持続性のある文化財保護」の6点を掲げている。また、市町村への支援の方針や防災・災害発生時の対応、文化財の保存と活用の推進体制、についてもその考え方を示している。

### 第5節 計画の実施

本計画の実施期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度末までの10年間とする。(第11章)